

京都大学医学部附属病院諸料金規程の一部を改正する規程

京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和四十年達示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条へ中「一、五七五円（一、五〇〇円）」を「二、六二五円（二、五〇〇円）」に改める。

附 則

この規程は、平成十七年二月一日から施行する。